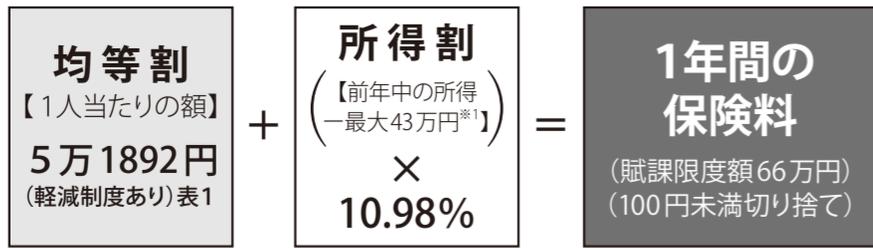


図1 令和4年度の保険料の計算方法



※1 前年の所得金額により控除額が異なる場合があります。

図2 保険料率の見直し内容

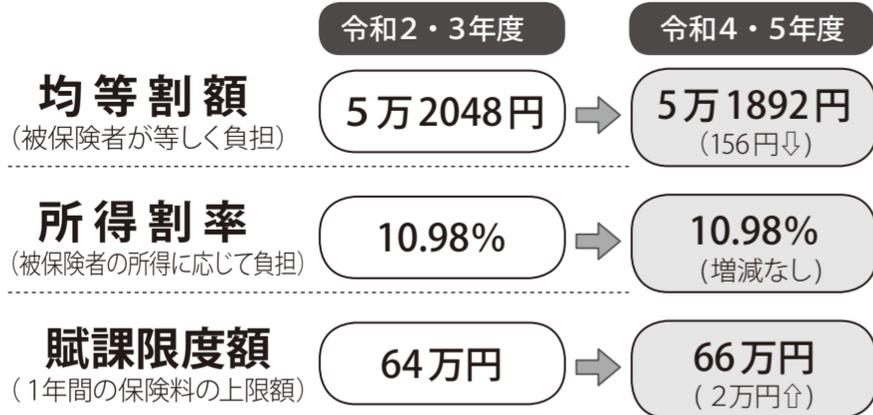


表1 均等割の軽減

世帯主と被保険者の前年所得の合計が次の金額以下	軽減割合	軽減後の均等割額
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割	1万5567円
43万円+(28万5千円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	5割	2万5946円
43万円+(52万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	2割	4万1513円

65歳以上の公的年金所得からは、さらに15万円を限度に差し引いた額で判定します。給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する人となります。
・給与等の収入金額が55万円を超える人
・公的年金の収入金額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える人

年間保険料のモデルケース

下表は収入が年金収入のみの場合の、単身世帯と、夫婦二世帯の年間保険料の早見表です。保険料額を確認する際の目安にしてください。

表3 単身世帯(世帯主・75歳以上)の場合

年金収入	均等割軽減	令和4年度年間保険料額	前年度比
80万円	7割	1万55500円	100円↓
125万円	7割	1万55500円	100円↓
196万円	5割	7万3100円	100円↓
220万円	2割	11万5000円	200円↓
240万円	なし	14万7400円	100円↓

表4 夫婦二世帯(共に被保険者・75歳以上)で、妻の年金収入が80万円以下の場合

夫の年金収入	続柄	均等割軽減	令和4年度年間保険料	前年度比
80万円	夫	7割	1万55500円	100円↓
	妻		1万55500円	100円↓
196万円	夫	5割	7万3100円	100円↓
	妻		2万5900円	100円↓
230万円	夫	2割	12万6000円	100円↓
	妻		4万1500円	100円↓
275万円	夫	なし	18万5800円	200円↓
	妻		5万1800円	200円↓



後期高齢者医療保険料の均等割額と限度額が変わります

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度の保険料率は、原則2年ごとに見直します。変更になった令和4・5年度の保険料率などをお知らせします。

問い合わせ 国保課(市庁舎1階、☎65・4140)、北海道後期高齢者医療広域連合(☎011・290・5601)

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人と、65歳から74歳のうち一定の障害のある人が対象の医療制度です。

保険料の計算方法

保険料は、すべての被保険者が同じ額を負担する「均等割」と、被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割」の合計です。計算

方法は、図1のとおりです。

保険料は7月に通知

今年度の保険料は、7月中旬に加入者に通知します。7月以降に後期高齢者医療制度に加入する人は、加入した月の翌月以降に通知します。

保険料率の見直しが行われました

保険料率は、制度を運営する北海道後期高齢者医療広域連合が決定し、原則2年ごとに見直します。令和4・5年度の後期高齢者医療制度の保険料率は、図2のとおり決定しました。令和2・3年度と比べると、均

保険料の軽減

均等割の軽減

世帯主とその世帯に属するすべての被保険者の合計所得が一定額

等割については156円の減少となりましたが、所得割率については据え置きとなりました。また、保険料の限度額は、2万円の増加となりました。医療費は増加しているものの、均等割額と所得割率が上がらなかつた要因としては、診療報酬の減額改定や窓口負担2割の区分の導入により、医療給付費が抑制される見込みとなったこと、また、保険料の上昇を抑制する財源として、令和2・3年度の財政運営で生じた剰余金を活用したことが挙げられます。

以下の場合、自動的に均等割額が軽減になります。(表1)
軽減割合については、令和3年度から変更はなく、7割、5割、2割の3段階があります。
被用者保険の被扶養者であった人の保険料の軽減
後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険^{※2}の被扶養者であった人の軽減については、令和3年度から変更はありません。(表2)

※2 被用者保険
全国健康保険協会(協会けんぽ)や組合管掌健康保険、共済組合などの健康保険を指します。市町村の健康保険や国民健康保険組合は該当しません。

表2 被用者保険の被扶養者だった人の軽減

区分	軽減の内容
均等割	制度加入から2年を経過する月までの期間のみ、5割軽減 ^{※3}
所得割	所得割はかかりません

※3 所得の状況により、均等割の軽減割合が7割となる場合があります。

保険料の軽減に所得の申告が必要な場合
次の人は所得の申告がなければ、保険料が軽減されません。必ず、国保課に所得を申告してください。
▼収入がない人
▼扶養となっていない人
▼障害年金、遺族年金などの非課税所得者